平成２４年（フ）第１１２号
茨城県土浦市木田余4989　セントラルコーポ土浦101、住民票上の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3415番地18　鳥ケ坂団地17号
債務者　長沼　光男
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４３号
茨城県つくば市梅園２丁目19番地８　横田住宅Ｃ棟
債務者　岡本　充江
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１６７号
沖縄県那覇市天久1090番地１　波之上産業天久マンション５階Ｂ504号室、住民票上の住所沖縄県うるま市与那城屋慶名1085番地
債務者　兼本　　勝
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１４号
岩手県宮古市磯鶏石崎12番31号
債務者　坂本　雅彦
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午前11時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第５８３号
東京都立川市若葉町１丁目17番地の20
債務者　小河原太郎
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６７７号
東京都あきる野市野辺240番地１
債務者　渡邊　恭子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６８０号
東京都日野市栄町４丁目３番地の20清美荘201
債務者　水元　直子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２８６号
横浜市西区平沼２丁目８番22―202号
債務者　岩渕　知子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２９１号
横浜市神奈川区神奈川２丁目４番地１　アカヤマンション402号
債務者　大桑　摩紀
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２９５号
横浜市旭区白根１丁目16番34号
債務者　嘉指　邦夫
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３０６号
横浜市鶴見区馬場１丁目13番23―205号
債務者　森岡　優子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３１０号
神奈川県大和市福田２丁目21番地10　第２ニューライフ山下102号
債務者　吉岡キヨミ
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３３５号
横浜市旭区若葉台４丁目17番301号
債務者　曽根　祥仁
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４６２号
神奈川県大和市中央林間１丁目５番５号パールハイツ201
債務者　小島　菊枝
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２号
島根県出雲市今市町1197番地27
債務者　森山　隼人
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後３時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１９７号
北海道旭川市東光９条６丁目７番13号　メゾン・ド・ソレイユ103号室
債務者　伊佐　美行
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部